様式第１号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（あて先）

　理事長又は病院長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　寄附者　郵便番号　　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人・団体にあっては、法人・団体名、職名及び氏名）

寄　附　申　込　書

　下記のとおり埼玉県立病院機構に寄附します。

記

１　寄附の対象の病院

２　（ある場合はご記入ください）寄附の動機となった診療科

３　寄附の目的

４　寄附金品の名称、数量及び価格（金銭にあっては、金額）

５　寄附の予定年月日

　　　　年　　月　　日

６　寄附の方法

７　その他

備考

　１．寄附申込書のあて先は、寄附金の場合は対象の病院に関わらず理事長、寄附品の場合は病院長としてください。

　２.「６ 寄附の方法」については、金銭の金融機関振込、寄附品の現物寄附等ご寄附いただく方法をご記入ください。

　３.ご寄附に条件等がございます場合には、「７ その他」にご記入ください。

★病院ホームページへの寄附者名掲載について

原則として、各年度終了後に病院ホームページに掲載させていただきます。

（個人の場合は「苗字のみ」の掲載）

掲載を希望されない場合は、☑をお願いいたします。➡ □ 掲載希望なし

【記入例】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和〇年　〇月〇〇日

　（あて先）

　理　事　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　寄附者　郵便番号　〇〇〇－〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　埼玉　太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人・団体にあっては、法人・団体名、職名及び氏名）

寄　附　申　込　書

　下記のとおり埼玉県立病院機構に寄附します。

記

１　寄附の対象の病院

　　埼玉県立〇〇センター

２　（ある場合はご記入ください）寄附の動機となった診療科

　　〇〇科

３　寄附の目的

　　埼玉県立〇〇センター充実のため

４　寄附金品の名称、数量及び価格（金銭にあっては、金額）

　　金　〇〇　円

金銭を御寄附いただく場合、以下の2つの方法から選択いただけます。

・金融機関振込

　郵送で通知される金融機関の口座に対し、ＡＴＭまたはインターネットバンキング等でお振込みください。振込の際は、恐れ入りますが振込手数料の御負担をお願いします。

・納入通知書による納付

　郵送された納入通知書をりそな銀行または埼玉りそな銀行の窓口にお持込みいただき、納付をお願いします。手数料は無料です。

５　寄附の予定年月日

　　令和　〇年　〇月〇〇日

６　寄附の方法

　　金融機関振込

７　その他

備考

　１．寄附申込書のあて先は、寄附金の場合は対象の病院に関わらず理事長、寄附品の場合は病院長としてください。

　２.「６ 寄附の方法」については、金銭の金融機関振込、寄附品の現物寄附等ご寄附いただく方法をご記入ください。

　３.ご寄附に条件等がございます場合には、「７ その他」にご記入ください。

★病院ホームページへの寄附者名掲載について

原則として、各年度終了後に病院ホームページに掲載させていただきます。

（個人の場合は「苗字のみ」の掲載）

掲載を希望されない場合は、☑をお願いいたします。➡ □ 掲載希望なし

（裏面）

地方独立行政法人埼玉県立病院機構寄付受入規程（抄）

　（寄附受入れの条件）

第３条　法人は、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、これを受入れることができない。

　一　寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与又は貸与すること

　二　寄附による研究の結果得られた知的財産権等を寄附者に譲渡し、又は使用させること

　三　寄附金品の使用について、寄附者がその会計を検査すること

　四　前各号に掲げるもののほか、寄附しようとする者が法人に対してその他の反対給付を求めること

　五　寄附申込後、寄附者の意思により、寄附金等の全部又は一部を取り消すことができるもの

２　前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。

　一　寄附金品の受入れに伴い、法人の財政負担が著しく増大する恐れのあるもの

二　暴力団からのもの（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

三　暴力団員からのもの（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

四　暴力団関係者からのもの（埼玉県暴力団排除条例（平成２３年埼玉県条例第３９号）第３条第２項に規定する暴力団関係者をいう）

　五　法令により寄附が禁止されている者からのもの

　六　その他理事長が適当でないと認めるもの